

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、五郷土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修）久保地区）を行うことについて平成22年9月15日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において平成22年10月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成22年9月28日

香川県知事 浜 田 恵 造